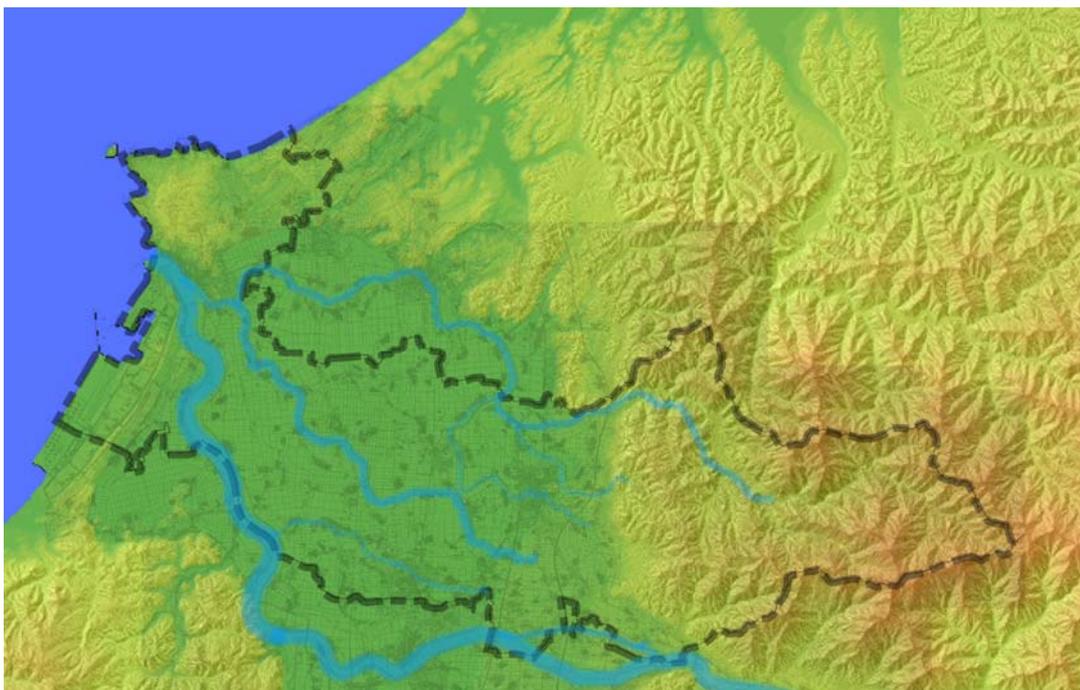


# 第1章 坂井市の景観

## 1 坂井市の景観の特徴

### (1) 地勢

- ・坂井市は、福井県の北部に位置し、西は日本海、東は勝山市、北はあわら市および石川県、南は福井市および永平寺町に接しています。
- ・東部には加越山地の一部を構成する標高 1,044mの丈競山をはじめとする山々が連なっており、木々の緑が四季の移ろいに応じて多彩な表情を見せるとともに、降り注ぐ雨や雪を受け止めて、竹田川の源流となっています。
- ・南部には、本県を代表する河川、九頭竜川が流れ、河川敷や中洲の緑地と一体となつてうるおいのある景観をつくり出しています。
- ・中央部は、福井県随一の穀倉地帯である広大な坂井平野が広がっており、農村集落や用水と一体となつて田園景観をつくり出しています。また、東よりに丸岡城を中心とした城下町を起源とする市街地、農村集落地から発達し、鉄道駅の設置により発展した市街地があり、生活、生業、学びなどの都市活動の拠点となっています。
- ・西部には、加越台地の西端にあたる丘陵地と砂丘地が広がっています。丘陵地には三国湊の市街地が形成され、北前船の寄港地として栄えました。現在も他の3つの市街地同様に、市民の暮らしの拠点となっています。砂丘地では、特産物である西瓜やラッキョウが生産され、産地特有の景観が広がっています。
- ・広域的な交通施設は、南北方向に発達し、古くは北国街道として、多くの人が行き交っていました。現在は、北陸自動車道、国道8号、国道305号、国道364号、芦原街道、嶺北縦貫線、JR北陸本線、えちぜん鉄道などが南北の人とモノの移動を支えています。
- ・また、後背地に大規模な工業団地を有する福井港は、平成17年に関税法上の開港を果たしたことにより、環日本海に広く開かれ、外航船の入港も増加しています。



## (2) 歴史的背景

### ○古代の坂井平野

- ・ 遙かむかし、坂井平野は日本海の入江の一つでした。入り江は河川が運ぶ砂礫によって徐々に埋められ、低湿地に変わりました。
- ・ 弥生時代には、さらに平野の形成が進み、遺跡の分布状況から、稲作を営むいくつかの「むら」が成立していたことが明らかとなっています。

### ○古墳時代～戦国時代

- ・ 古墳時代、坂井平野は有力な地方豪族が治めていたと思われ、本市東部の山麓にある六呂瀬山古墳群がその勢力を今に伝えています。
- ・ 5～6世紀には、後に継体大王となる男大迹王の命により、九頭竜川の河口を切り開くなどの治水工事が行われ、坂井平野の開拓が進みました。
- ・ 702年（大宝2年）、泰澄大師が豊原山中に道場を開きました。道場は後に寺院となり、15世紀後半には、豊原千坊、小野千坊、吉谷千坊をあわせて三千坊といわれるほどの隆盛を極めました。
- ・ 奈良時代の文献には、三国湊の地名が登場するようになり、三国湊は鎌倉・室町といった中世期に坂井平野に広がった荘園の年貢物の積出港として発達します。この頃から三国のまちづくりも始まり、二大寺院を中心とするまちが形成されました。
- ・ 1110年（天永元年）、鳴鹿地点に十郷大堰所を整備することにより十郷用水が開削されます。その後、高棕用水、新江用水、磯部用水、河合春近用水が次々と開削され、これにより新田の開発が盛んになりました。
- ・ 戦国時代、北陸地方は蓮如上人の強大な教化力によって浄土真宗が広く信仰されました。豊原寺は平泉寺とともに一向一揆を助ける僧兵の拠点となり、朝倉氏と争いました。
- ・ 織田信長は、朝倉氏を滅ぼした後、一向一揆の壊滅に乗り出し、1575年（天正3年）に豊原寺を焼き払ってしまいました。

### ○古城丸岡城

- ・ 織田信長の家臣、柴田勝家の甥にあたる柴田勝豊は、1576年（天正4年）「まるこの岡」に丸岡城を築きました。現存する国内最古の天守閣を有する丸岡城は、勝豊以降、安井家清、青山修理亮、青山忠元、今村盛次、本多成重以下四代、有馬清純以下八代の居城を経て明治維新を迎えました。
- ・ かつて、丸岡城の城郭は五角形の広い内濠があり、その外に侍屋敷を配置し、さらに河川を利用した外濠を設け、その内側に寺院、民家を置いて城下町を形成していました。



## ○江戸～明治期の発展

- ・江戸期には、三国湊を北前船が周航するようになり、三国のまちは商業都市として大いに栄え、学問、文芸が庶民の間に普及するとともに、北国七大湊の地位を築き上げました。
- ・明治中期には、現在の丸岡、春江を中心に機業が興り、地場産業として栄えました。特に江留上と周辺の坂井、為国、中筋などでは人口が急増し、それまでの農村社会から工業都市へと変貌を遂げていきます。



## ○移動手段の発達と都市構造の変化

- ・明治以降、交通手段の発達がまちの発展を大きく左右するようになります。1929年（昭和4年）には永平寺・丸岡・金津が鉄道により結ばれ、さらに1930年（昭和5年）には丸岡軽便鉄道が電化され国鉄丸岡駅に乗り入れるようになりました。この頃、本丸岡駅周辺は人で賑わい、商店街が発展していきました。国鉄春江駅周辺の市街地も中心性を増していきました。
- ・一方、鉄道の開通により、それまで舟運物流の拠点であった三国湊の繁栄の時代は終焉を迎えました。
- ・住民の足として活躍した鉄道でしたが、戦後、自動車交通の発達により、鉄道利用者が激減し、1968年（昭和43年）に京福丸岡線が、1969年（昭和44年）に京福永平寺線が廃線となりました。1970年代には国道8号バイパスおよび北陸自動車道が開通し、広域交通を担う道路網が充実しました。
- ・車社会の進展は、まちの姿にも変化をもたらすようになり、国道8号バイパスや嶺北縦貫線の沿道に商業施設が建ち並び、春江駅周辺の賑わいが薄れていきました。

## ○美しいまちづくりの時代

- ・多様化、高度化する住民のニーズに応えるため、エンゼルランドや三国温泉ゆあぼへと、霞の郷温泉など様々な施設が建設され、まちの景観に彩りを加えるとともに、より豊かで便利な市民生活が実現されました。
- ・こころの豊かさや気持ちにゆとりのある生活が強く求められるようになってきており、美しいまちづくりへと新たな転機を迎えているといえます。



### (3) 景観資源（文化財等）の分布

- ・本市には、国指定重要文化財である「丸岡城天守」をはじめとした数多くの貴重な文化財が遺されており、建造物や史跡のほか、天然記念物、彫刻や絵画、無形文化財などをあわせると124点の指定・登録文化財があります。（平成19年現在）
- ・このうち、景観に関わる建造物、史跡、名勝、天然記念物、及び祭りや唄などのように形はないものの街や暮らしと一体となって印象を強く残す無形民俗文化財は、70点にも上ります。
- ・この他、市内には、文化財指定には至っていない巨木・名木が数多く現存しています。

#### 景観資源（文化財）一覧

名称	区分	種類	名称	区分	種類
丸岡城天守	国指定	重要文化財(建造物)	竹内藤右衛門の墓と韃靼漂流者供養碑	市指定	史跡
瀧谷寺鎮守堂	国指定	重要文化財(建造物)	森田家墓所	市指定	史跡
坪川家住宅	国指定	重要文化財(建造物)	北杉谷貝塚	市指定	史跡
三国港(旧阪井港)突堤	国指定	重要文化財(建造物)	川上古墳	市指定	史跡
丸岡藩砲台跡	国指定	史跡	銭瓶古墳	市指定	史跡
六呂瀬山古墳群	国指定	史跡	高向の宮跡	市指定	史跡
瀧谷寺庭園	国指定	名勝	豊原寺跡	市指定	史跡
アラレガコ生息地	国指定	天然記念物	新善光寺跡	市指定	史跡
東尋坊	国指定	名勝・天然記念物	護城山金比羅神社	市指定	史跡
大湊神社本殿	県指定	建造物	吉谷寺跡	市指定	史跡
大湊神社拝殿	県指定	建造物	本多家歴代墓所	市指定	史跡
石造瀧谷寺開山堂	県指定	建造物	有馬家歴代墓所	市指定	史跡
三国神社隨身門	県指定	建造物	渡辺泉龍碑	市指定	史跡
日向神楽	県指定	無形民俗	藁笠庵梨一墓	市指定	史跡
表児の米	県指定	無形民俗	常済大師誕生地	市指定	史跡
舟寄踊	県指定	無形民俗	黒板備中守館跡	市指定	史跡
なんぼや	県指定	無形民俗	てんのう堂	市指定	史跡
三国祭	県指定	無形民俗	一里塚跡	市指定	史跡
椀貸山古墳	県指定	史跡	実盛池	市指定	史跡
新田義貞公墓所	県指定	史跡	家老有馬天然屋敷跡庭園	市指定	史跡
西谷遺跡	県指定	史跡	黄楊堂	市指定	史跡
藤鷲塚のフジ	県指定	天然記念物	タブの木	市指定	天然記念物
木部西方寺のオニヒバ	県指定	天然記念物	教徳寺のヒイラギ	市指定	天然記念物
女形谷のサクラ	県指定	天然記念物	東二ツ屋のスタジイ	市指定	天然記念物
御嶽神社本殿	市指定	建造物	笹原家のラカンマキ	市指定	天然記念物
米ヶ脇西光寺四脚門・鐘楼	市指定	建造物	しいの木	市指定	天然記念物
石造称念寺七重塔	市指定	建造物	ヤブツバキ	市指定	天然記念物
石造六重層塔(春江町針原)	市指定	建造物	旧森田銀行本店	国登録有形文化財	—
石造六重層塔(春江町下小森)	市指定	建造物	眼鏡橋	国登録有形文化財	—
観音院の門	市指定	建造物	旧岸名家	国登録有形文化財	—
西野家住宅	市指定	建造物	魚志楼	国登録有形文化財	—
清永白山神社石造九層塔	市指定	建造物	坂井家(油佐)	国登録有形文化財	—
海女唄	市指定	無形民俗	坪川氏庭園	国登録有形文化財	名勝地
いざき	市指定	無形民俗			
三国節	市指定	無形民俗			
火の太鼓	市指定	無形民俗			
竹田じょんころ	市指定	無形民俗			

## 巨木・名木一覧（文化財未指定）

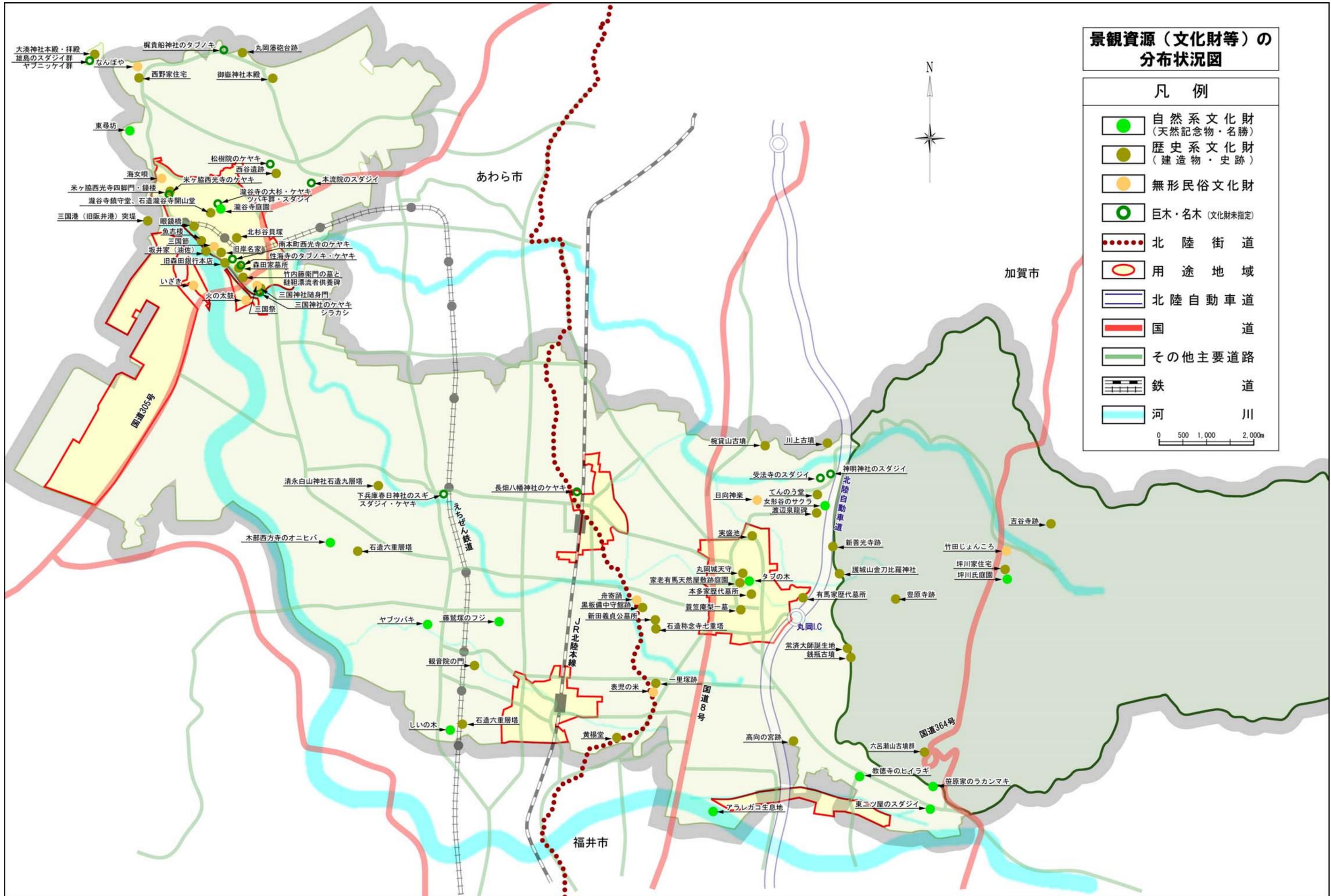
名称	樹種	幹囲 (m)	樹高 (m)	樹齢 (年)	所在地の地名
三国神社のケヤキ	ケヤキ	6	24	600	三国町山王 6
三国神社のシラカシ	シラカシ	3.6			三国町山王 6
性海寺のタブノキ	タブノキ	4.5			三国町南本町 4-4-8
性海寺のケヤキ	ケヤキ	5			三国町南本町 4-4-8
瀧谷寺の大杉	スギ	4.7		600	三国町滝谷寺 1-7
瀧谷寺のケヤキ	ケヤキ	4.7			三国町滝谷寺 1-7
瀧谷寺のツバキ群	ツバキ			300	三国町滝谷寺 1-7
瀧谷寺のスダジイ	スダジイ	3.8			三国町滝谷寺 1-7
南本町西光寺ケヤキ	ケヤキ	4.9			三国町南本町 2
米ヶ脇西光寺ケヤキ	ケヤキ				三国町米ヶ脇
松樹院のケヤキ	ケヤキ	5.3	30		三国町嵩
雄島のヤブニッケイ群	ヤブニッケイ	0.7	15	300	三国町雄島
雄島のスダジイ群	スダジイ	5.6			三国町雄島
梶貴船神社のタブノキ	タブノキ	7.1		300 上	三国町梶水族館横
本流院のスダジイ	スダジイ	5.5			三国町加戸
受法寺のスダジイ	スダジイ	8.4			丸岡町山久保
神明神社のスダジイ	スダジイ	6			丸岡町山久保 29-5
長畑八幡神社のケヤキ	ケヤキ	3.6	25		坂井町長畑 7-16
下兵庫春日神社のスダジイ	スダジイ	4.1	15		坂井町下兵庫
下兵庫春日神社のケヤキ	ケヤキ	4.4	30		坂井町下兵庫
下兵庫春日神社のスギ	スギ	4.45	25		坂井町下兵庫

参考：坂井市景観行政推進委員調べ



春日神社のスダジイ（下兵庫）





景観資源（文化財等）の分布状況図

凡例

- 自然系文化財 (天然記念物・名勝)
- 歴史系文化財 (建造物・史跡)
- 無形民俗文化財
- 巨木・名木 (文化財未指定)
- 北陸街道
- 用途地域
- 北陸自動車道
- 国道
- その他主要道路
- 鉄道
- 河川

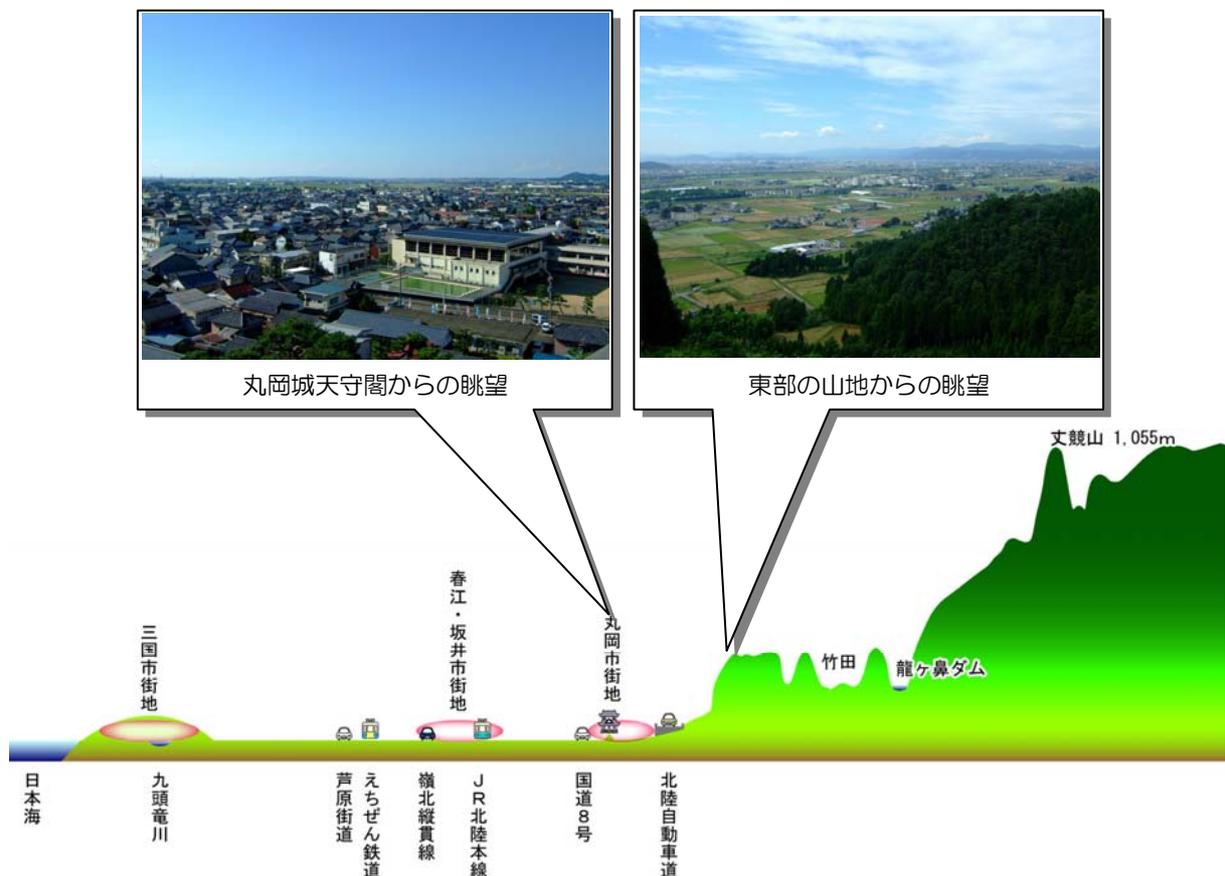
0 500 1,000 2,000m

## 2

## 景観構造

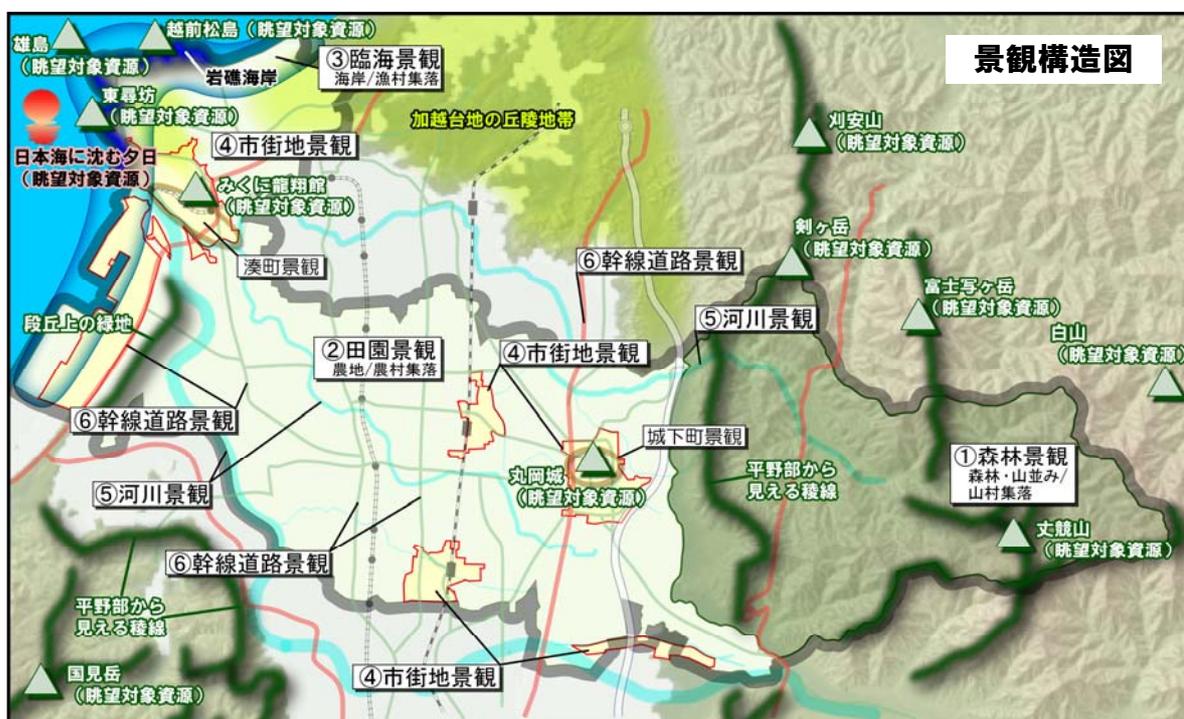
## (1) 地形的景観特性

- ・本市の地形は、東部に県境を跨いで加越山地が連なり、中央に広がる坂井平野には市街地や田園集落が形成され、西部は日本海に面して湊町として発展した市街地や漁村集落があるなど、多様な景観を見ることができます。
- ・中央に広がる坂井平野からは、東部の加越山地の稜線と木々の緑を望むことができ、四季の移ろいに応じて様々な表情を楽しむことができます。
- ・このほか、三国市街地からあわら市にかけて連なる加越台地や、越前海岸方面の丹生山地によって地形的な景観の変化を与えています。
- ・東部の山裾や跨線橋からは、広々とした坂井平野を感じることができます。
- ・また、丸岡市街地には、古城丸岡城が往時の姿で建っており、地域のランドマークとなっています。
- ・南部を東から西へと流れ、西部で北上して竹田川を合流して日本海へと注ぐ九頭竜川は、流れる水と中州の緑地、広い河川敷が一体となっており、うおいのある景観をつくり出しています。
- ・また、河川に沿って連なる堤防の斜面は、平坦な坂井平野の景観にアクセントをつけています。
- ・坂井市の地形的景観特性を踏まえると、中央の平野から見る事ができる美しい遠景の確保、高台から見る事ができる恵み豊かな坂井平野の広がりのある景観の確保が重要です。



## (2) 本市の景観特性

- ・地形・地物や人々の営みの視点から本市の景観特性を整理します。
- ・面的な広がりを持つ視点からは、東部の森林景観、中央部から西部に広がる田園景観、最西部で海に面する臨海景観、そして三国、丸岡、春江、坂井の各市街地では、建造物や活発な都市活動からなる市街地景観にゾーニングすることができます。
- ・連続性のある軸的景観としては、国道8号、305号、364号、(主)福井加賀線(芦原街道)、(主)福井金津線(嶺北縦貫線)、(主)春江三国線、(主)丸岡川西線などの幹線道路や身近な道路の景観、九頭竜川、竹田川、兵庫川、田島川などの河川景観があります。
- ・眺望の対象となる景観資源としては、日本海に沈む夕日、平野部を取囲む山地の稜線、丘陵地、白山や仮安山、国見岳といった山があります。



面的な広がりを有する景観特性	①森林景観	森林・山並み 山村集落
	②田園景観	農地 農村集落
	③臨海景観	海岸 漁村集落
軸的に連続する景観特性	④市街地景観	歴史的街なみ(湊町、城下町) 街なか
	⑤河川景観	
人や機能が集まる拠点の景観	⑥幹線道路景観	
	⑦拠点施設景観	産業地 大規模公園 交通結節点・交流拠点

## 広がりのある面的景観

### 【 ①森林景観 】

#### (1) 森林・山並み



坂井平野全体から見ることで  
きる東部の加越山地の山並み



山裾の集落と一体となった心や  
すらぐふるさとらしい景観（高  
椋東部地区）



山間部の鮮やかな緑を体全体で  
感じることができるだけくらべ  
広場



海岸部と平野の境界部に続く丘  
陵地の斜面樹林地



資材置き場等が良好な景観を損  
なわないように注意が必要

#### (2) 山村集落



山の緑と一体となった、山裾や山間部のふるさと景観  
（高椋東部地区、竹田地区）



地域住民の愛着が感じられる祭  
りの装い、境内地の樹林（鳴鹿  
地区）



もてなしの心が感じられる沿道  
のコスモス



自然石や木質材料を多用し、周  
辺との調和に配慮した施設



周辺景観との調和に対する配慮  
が求められる観光施設

## 【 ②田園景観 】

### (1) 農地



福井県随一の穀倉地帯の田園風景



丘陵地の気候・地質を活かしたラッキョウ畑



東部の山裾に広がるソバ畑



田植えや稲刈りなど季節感を醸し出す農業景観



周辺の田園的景観との調和が望まれる大規模建築物



### (2) 農村集落



緑豊かな屋敷林が周辺の農地の広がりとも調和し、見る者の心がやすらぐふるさと景観（大石地区）



社寺境内地の緑豊かな樹林（木部地区）



地域住民のふれあい、優しさが感じられるふるさと花壇の取組み



手入れの行き届いた緑が美しい集落内の景観



美しい景観とともに地域の歴史を伝える木部西方寺城の馬場

### 【 ③臨海景観 】

#### (1) 海岸



浜地海水浴場、サンセットビーチに広がる砂浜



豊かな海洋資源が近県から釣り人を誘客

日本海の荒々しいイメージを印象付ける景勝地

#### (2) 漁村集落



海と山に挟まれた傾斜地に形成された漁村特有の景観



## 【 ④市街地景観 】

### (1) 歴史的街なみ景観（湊町景観、城下町景観）



歴史的な街なみ景観



歴史的な街なみを活かしたこだわりの飲食店



歴史的な街なみ景観に配慮した店舗の改修



歴史的な街なみ景観に配慮した店舗の改修



歴史的な街なみ景観に配慮した店舗の改修



歴史的な街なみ景観に配慮した施設改築



通りを行き交う人に対するもてなしの心が感じられる前面の緑化



龍翔館がランドマークとして市街地のアチコチに顔を出す



地形条件に合わせた固有の市街地景観が形づくられている



城下町らしい景観づくりに配慮した家屋や塀の修景



小学校も城下町の雰囲気にあわせて塀を修景



城下町の雰囲気に合わせた集会施設、水辺空間の演出



城下町の雰囲気に調和した美容院



丸岡城が顔を覗かせるとき城下町らしさを実感する  
天守閣への見通しを強く意識したまちづくり、視点場周辺の景観づくりが求められる



## (2) 街なか景観



手作り作品の展示がぬくもり、温かみを感じさせる



トリックアートを文化振興だけでなく積極的にまちづくりに活用



花と緑がホスピタリティを感じさせる



鎮守の森は木陰のある身近な遊び場



街なかの商店街では、歩いて買い物したくなる魅力的な景観づくりが求められる



敷地が緑化された良好な住宅地、市街地内の古くからの集落地



市街地内の身近な遊び場、緑のオープンスペースである街区公園



大規模な建築物は周辺景観に大きな影響を与える

## 連続性のある軸的景観

### 【 ⑤河川景観 】



水と緑が一体となっとうおい豊かな憩いの場を形成



清流と木陰が夏でも涼しさを感じさせる竹田川上流部



豊かな水量で平野を潤す用水



集落内を流れる用水



坂井市街地の脇をぬって流れる田島川



丸岡市街地内を流れる田島川



住民が自ら清掃している風景に心が洗われる（春江中地区）



市街地内の水路



農地の中や集落脇を流れる兵庫川は地域住民にとって身近な水辺（兵庫川）





竹田川と九頭竜川の合流部、河口部付近は、河川と湊町が一体となった独特の景観が広がる



九頭竜川下流部は広い河川敷と一体となった雄大な景観が広がる

## 【 ⑥幹線道路景観 】



幹線道路の沿道には、看板が建ち並ぶ（左から国道8号、(都)嶺北縦貫線、(主)三国春江線）



街路樹で道路景観の印象が大きく変わる(都)嶺北縦貫線



乗降客を見送り、出迎える良好な景観形成が求められる駅前の通り  
(JR春江駅前、JR丸岡駅前)



街路樹が清々しいえちぜん鉄道三国駅前の通り



坂井平野の広がりを感じられる(都)嶺北縦貫線



坂井市の東西方向の主軸(主)三国春江線



緑地に沿って快適にドライブできる国道305号



秋風にそよぐコスモスが心地よい  
国道364号(竹田地区)



広大な農地の中に走る農道の景観  
(木部地区)



松の防風林を抜ける地域の主要道路  
(浜四郷地区)

## 人や機能が集まる拠点的景観

### 【 ⑦拠点施設景観 】

#### 《 (1)産業地景観 》



敷地内が緑化され、周辺の景観や環境との調和が図られている工場地



街路樹の緑が豊かなテクノポート福井内の道路と、敷地内がしっかりと緑化されている立地企業



敷地内が緑化されているソフトパークふくいの企業

#### (2)大規模公園景観



既存の樹林を活かし、周辺環境との調和が図られている木部ふれあい公園

サッカーのまち丸岡の象徴、丸岡スポーツランド



ケヤキが美しい緑道（福井県総合グリーンセンター）



テクノポートの芝生広場



三里浜緩衝緑地

### (3) 交通結節点・交流拠点景観



駅利用者を気持ちよく出迎え、見送る景観づくりが求められる  
（左から JR 春江駅、JR 丸岡駅、えちぜん鉄道三国湊駅）



個性的な駐輪場、地域住民による花植えで駅利用者を和ませる  
えちぜん鉄道大関駅



アスファルト舗装とコンクリート壁面の印象が強く残る福井空港

・多くの人が訪れる交流拠点は、ランドマークや坂井市の印象形成に大きく作用する顔としての役割も担っており、良好な景観形成が重要



①



②



③



④



⑤



⑥



⑦



⑧



⑨



⑩



⑪



⑫



⑬



⑭



⑮

①東尋坊タワー②雄島③道の  
駅みくに④三国温泉ゆあぼ〜  
と⑤旧森田銀行⑥三国港突堤  
⑦三国祭⑧霞の里⑨丸岡城⑩  
たけくらべ温泉⑪グリーンセ  
ンター⑫ハートピア春江⑬エ  
ンゼルランド⑭ユリーム春江  
⑮道の駅さかい・いねす

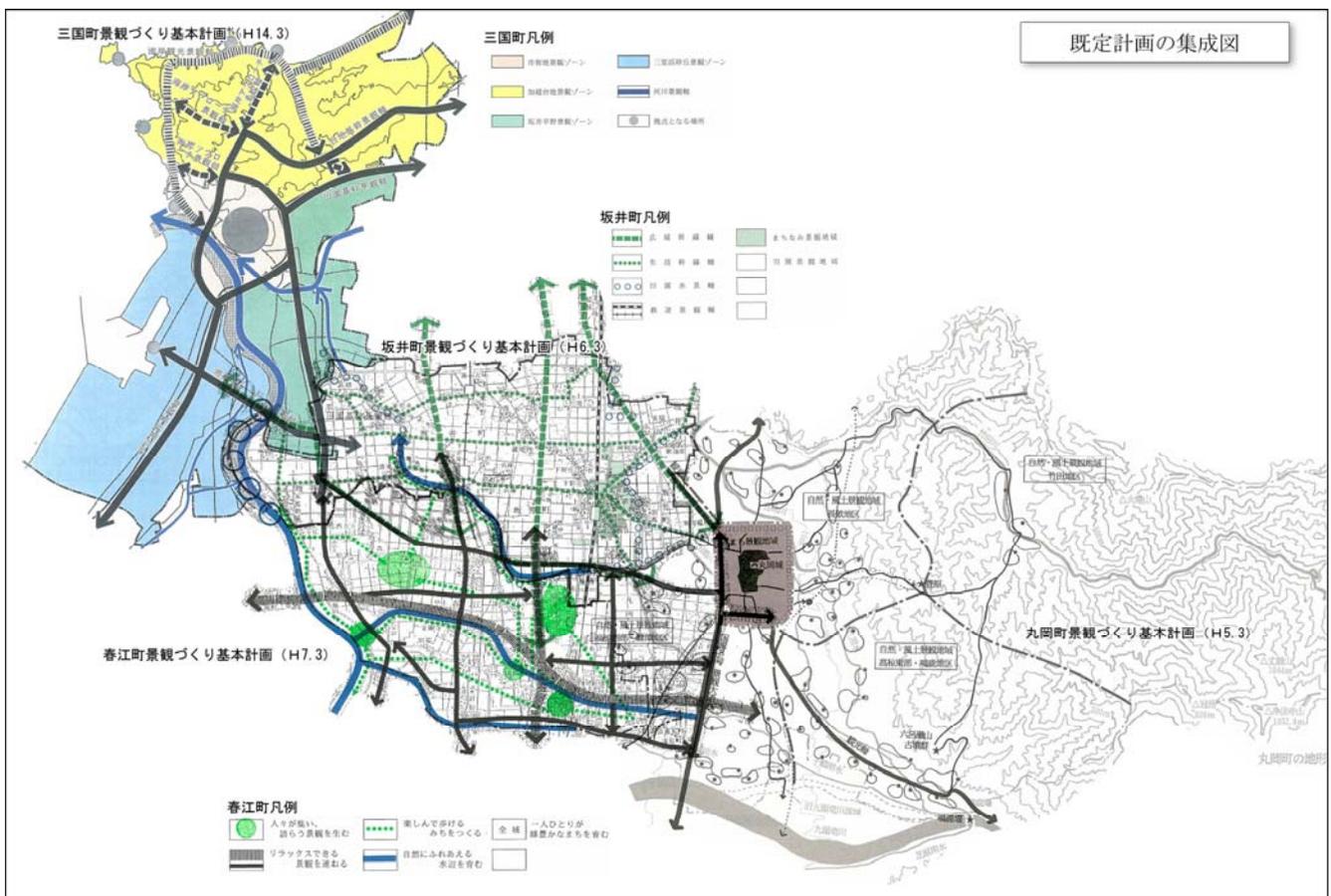
### 3

## これまでの景観行政

### (1) 景観づくり基本計画

- ・市町村合併以前の平成5～6年度にかけて4町それぞれにおいて景観づくり基本計画を策定しています。(三国町は平成14年度に改定)
- ・各計画の基本目標と基本方針は下表の通りです。また、下の図は、各計画の景観づくりの方針図を集成したものです。

	三国町	丸岡町	春江町	坂井町
基本目標	きらめく海とともに歩む みなとまち・三国未来	歴史とロマンのまち・ 丸岡	アーバンフォレスト を目指して ～人・都市・地球の 接点となる景観づくり	心やすらぐ 緑花田園都市・坂井
基本方針	(1) うるおいのある生活環境をつくる (2) 活気ある「文化のみなと」を形づくる (3) 三国らしい自然と歴史遺産を生かす	(1) 魅力ある拠点をつくる (2) わかりやすく楽しい道をつくる (3) 歴史が感じられる町並み・家並みをつくる (4) ゆたかな自然・風土を守り育てる (5) 住民の参加と地域間交流を促進する	(1) 人々が集い、語らう景観を生む (2) リラックスできる景観を連ねる (3) 楽しんで歩けるみちをつくる (4) 自然にふれあえる水辺を育む (5) 一人ひとりが緑豊かなまちを育む	(1) 坂井町のシンボルとなる田園の保全と活用 (2) 田園都市にふさわしい美しいまちの育成 (3) 人にやさしい快適な施設の創出

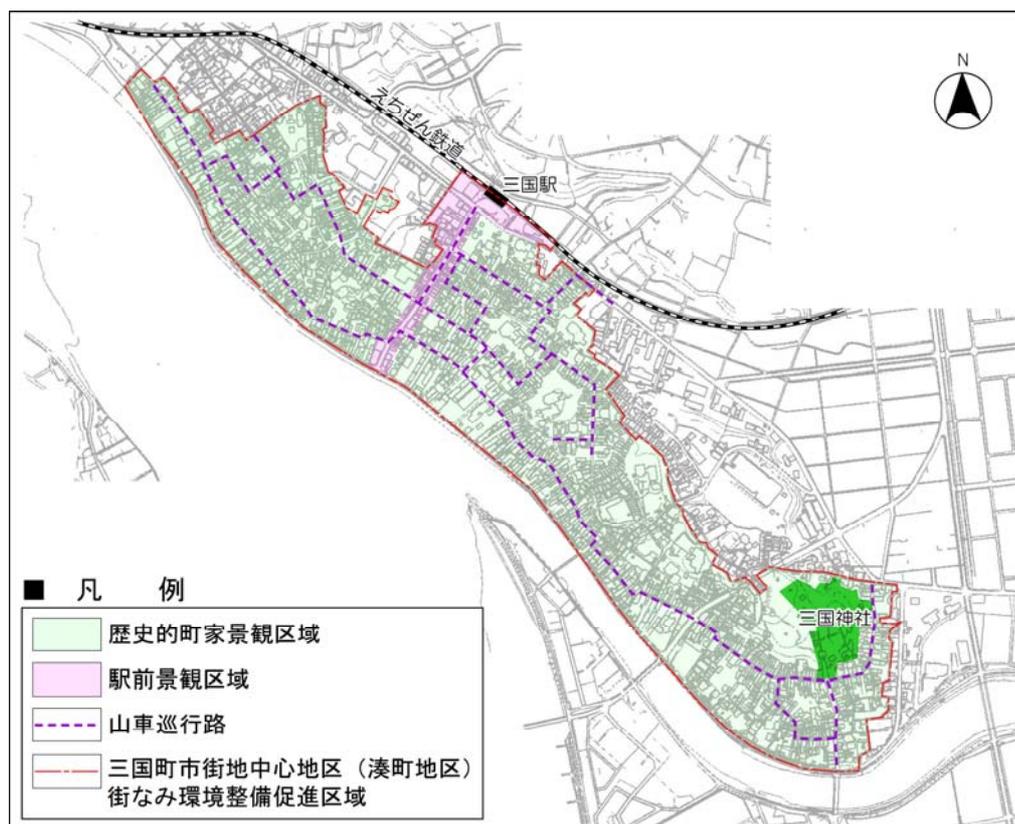


## (2) 景観形成に関する条例

- これまで、旧三国町及び旧丸岡町においてそれぞれ「三国町景観まちづくり条例（平成14年3月5日制定）」「丸岡町景観まちづくり条例（平成9年3月25日制定）」を定め、条例に基づいた景観まちづくりが進められてきました。
- 条例に規定されている景観形成施策の内容としては、ともに
  - ①景観形成地区（重点的に景観形成を図る地区）
  - ②大規模建築物等（景観形成に大きな影響を及ぼす大規模な建築物等の新築等の届出）
  - ③景観重要建築物等（景観形成上重要な価値がある建築物等の指定）
  - ④景観づくり地域団体（優れた景観形成を目的とした地域団体の認定）
  - ⑤表彰及び助成（優れた景観形成に寄与している建築物、人物等の表彰、助成）について定めており、さらに三国町景観まちづくり条例では、
  - ⑥景観づくり協定（土地所有者等が締結する景観形成に関する協定の認定）について規定しています。
- 条例に基づく景観まちづくりとして、特に景観形成地区の指定、景観形成基準の適用、助成を通じた景観誘導に取り組まれています。

### 《 三国 》

- 三国町市街地中心地区（湊町地区）において、三国町景観形成基準及び三国町街なみ環境整備事業修理・修景基準が適用され、基準に沿った修景事業に対し補助金が交付されています。
- 三国町市街地中心地区（湊町地区）では、民間の建築行為等に対する助成とあわせて、街なみ環境整備事業により、道路の高質化や案内サインの整備に取り組んでいます。



補助金助成による民間建築物の修景の事例



修景



修景



修景



街なみ環境整備事業による道路の高質化（三国神社前）

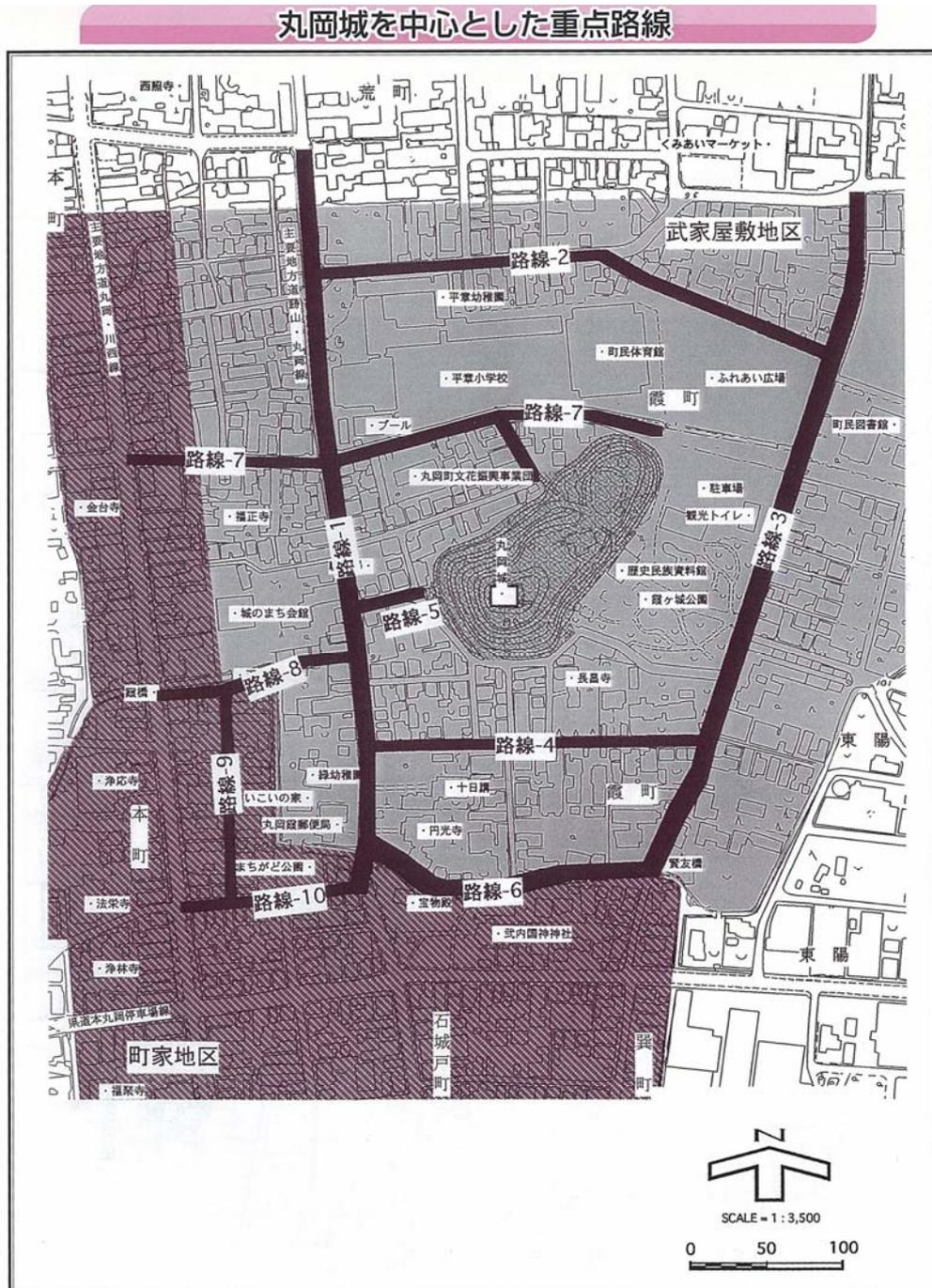


修景



## 《 丸岡 》

- ・丸岡城を中心とした城周辺地区及び重点路線（10 路線）において景観形成基準が適用され、基準に沿った建築行為等に対して補助金が交付されています。



## 《 大規模建築物等（三国・丸岡） 》

### ①制度の概要

#### 届出対象（概要）

	三国	丸岡
建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地盤面からの高さが 13mを超えるもの</li> <li>・階数が 4 以上のもの</li> <li>・延べ床面積が 1,000 m<sup>2</sup>を超えるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地盤面からの高さが 13mを超えるもの</li> <li>・建築面積が 1,000 m<sup>2</sup>を超えるもの</li> </ul>
工作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>○煙突・高架水槽類、柱類等</li> <li>・地盤面からの高さ（建築物と一体の場合は、その高さの合計）が 13mを超えるもの</li> <li>○製造、貯蔵、運動施設等</li> <li>・地盤面からの高さが 13mを超えるもの又は築造面積が 1,000 m<sup>2</sup>を超えるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地盤面からの高さが 13mを超えるもの</li> <li>・敷地の面積が 1,000 m<sup>2</sup>を超えるもの</li> </ul>
広告物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地盤面からの高さが 4 mを超えるもの又は表示面積が 30 m<sup>2</sup>を超えるもので、表示等の期間が 30 日を超えるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高さが 4 m、地上高さ 13mを超えるもの又は表示面積が 25 m<sup>2</sup>を超える営利を目的としたもので、表示等の期間が 30 日を超えるもの</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外における物品の集積又は貯蔵で地盤面からの高さが 3 mを超えるもの又は使用面積が 1,000 m<sup>2</sup>を超えるもので農林業を営む以外に行う行為又は当該行為の期間が 30 日を超えるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他必要と認める建築物</li> </ul>

### ②大規模建築物等の届出状況（件数）

	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
三国						3	13	7	14	14
丸岡	0	9	10	11	9	6	7	0	1	4

### (3) その他景観形成に関する施策

#### ア) 建築協定

##### ①制度の概要

- ・住民等の話し合い、全員同意のもとに自発的に建築基準法に定められた全国一律の基準を超えた基準を定め、互いに守りあうことにより魅力あるまちをつくる制度。

##### ②協定締結地区の概要

協定名	有効期間	面積 (ha)	協定項目
サンライフ東中野建築協定 (H5)	10年間	5.3	建築物の用途 建築物の高さ 建築物の階数 敷地境界部における構造物の制限 最低敷地規模 盛土の制限
「相生区」建築協定 (H13)	10年間	2.2	建ぺい率、容積率 建築物の用途 建築物の高さ 壁面の位置 最低敷地規模 切土及び盛土の制限 敷地境界部における構造物の制限
パープルタウン黒目建築協定 (H5)	10年間	3.8	建築物の用途 最低敷地規模 建築物の階数 壁面の位置 垣・さくの構造
三国町安島建築協定 (H11)	10年間	13.4	建ぺい率 最適敷地規模 建築物の高さ 壁面の位置 垣・さくの構造 壁面、屋根の色 屋根の形状

#### イ) 緑地協定

##### ①制度の概要

- ・住民等の話し合い、全員の合意のもとに緑地の保全や緑化に関する協定を締結し、緑豊かな地域環境を保全、創出する制度。

##### ②協定締結地区の概要

協定名	有効期間	面積 (ha)	協定項目
サンライフ東中野緑化協定 (H5)	20年間	5.3	樹木等の種類 樹木等を植栽する場所 樹木等の維持
パープルタウン黒目緑化協定 (H5)	10年間	3.8	樹木等の種類 樹木等を植栽する場所 樹木等の管理
三国町安島緑地協定 (H11)	10年間	13.4	樹木等の種類 樹木等を植栽する場所 樹木等の管理

## ウ) 景観保全型広告物整備地区（「文化の森」周辺地区）

### ①制度の概要

- ・景観保全型広告物整備地区において広告物を表示または設置する者は、県知事が定める広告物等の表示または設置に関する基本方針に適合するように努める必要がある。

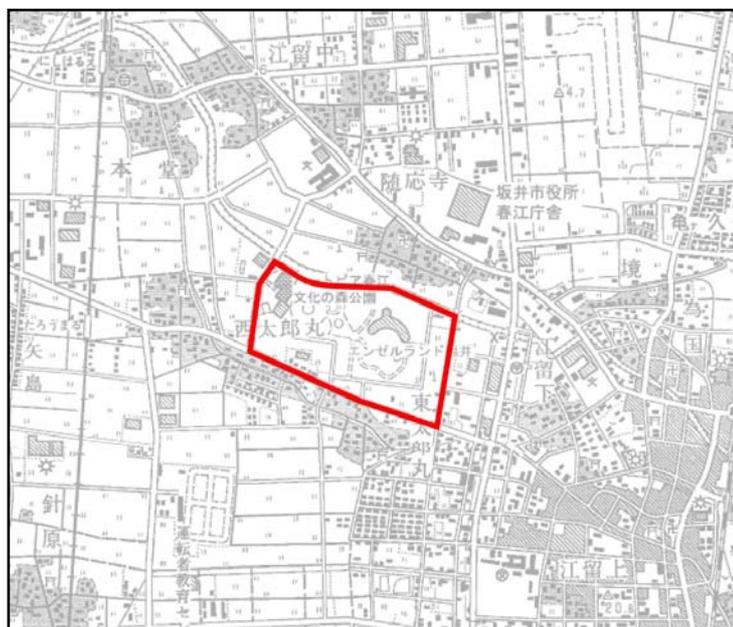
#### (1) 広告物等の表示または設置に関する基本的な方向（概要）

- ・本地域においては、開放的な空間の確保と樹木の緑に恵まれた落ち着いた景観を創出するため、広告物等の掲出量を制限することを基本とした規制を行う。
- ・このため、表示または設置が可能な広告物等を社会経済活動上必要最小限のものに限定すると共に、これらについても、眺望を阻害するおそれのある大型のものおよび夜間の景観を損なうものについては禁止する。

#### (2) 広告物等を表示し、もしくは設置する場所またはその形状、面積、色彩、意匠その他表示もしくは設置の方法に関する事項

- ア 条例第8条（適用除外）に規定する広告物等以外は表示または設置しないこと。
- イ 建物の屋上に固定する広告物等は設置しないこと。
- ウ 発光装置または照明装置を有する広告物等は設置しないこと。
- エ 広告物等には蛍光塗料および反射材料を使用しないこと。

### ②地区の位置と区域



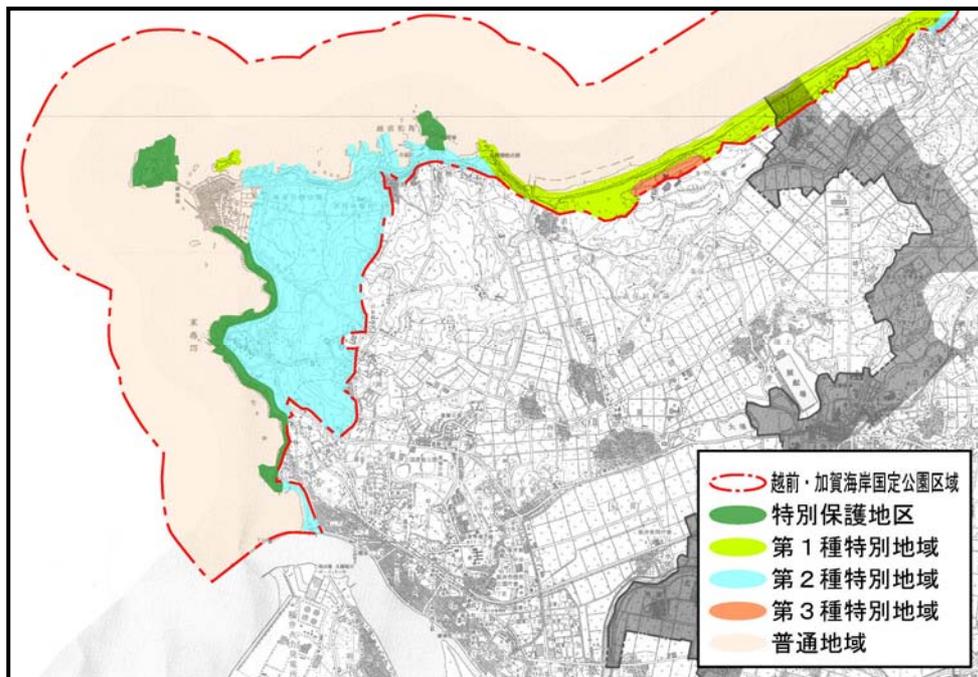
## エ) 越前加賀海岸国定公園

### ①景観規制の概要

- ・広い地域にわたる自然公園の区域を、景観の優秀性や自然状態を保持していく必要性の度合い、その利用上の重要性によって公園区域を「特別保護地区」、「第1種特別地域」、「第2種特別地域」、「第3種特別地域」及び「普通地域」に区分して保護の強弱に差を設けています。

特別保護地区	特定の自然景観が原生状態を保持しており、特別地域の中で特に厳重に景観の維持を図る必要のある地区
第1種特別地域	特別保護地区に準ずる景観を有し、特別地域の中では風致を維持する必要性が最も高い地域であって、現在の景観を極力保護することが必要な地域
第2種特別地域	特に農林漁業活動について努めて調整を図ることが必要な地域
第3種特別地域	特別地域のうちでは風致を維持する必要性が比較的低い地域であって、特に通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼす恐れが少ない地域
普通地域	特別地域以外の地域で自然景観が特別地域と一体をなす地域あるいは公園の利用上の必要性から公園区域とされている地域

### ②位置と区域



## 4

## 景観づくりにおける課題

## (1) 今一度、かけがえない地域資源の価値を見直す

## 《背景と現状》

・地形と気候が長い歳月をかけて形づくってきた森林や海岸線の美しさ、私たちの先人の営々とした努力の賜物である農山漁村と周辺環境からなるふるさと景観、歴史的遺産は、かけがえない地域資源です。

## 《課題》

・坂井市固有の自然や歴史文化などのかけがえない地域資源は、安易に失なってしまうと同じ価値を作り直すことはできません。また、大切に遺してきた先人の遺志を軽んじることにもなります。効率性や目新しさに捉われるだけでなく、地域資源の価値を再評価し、現世代の責任として次代に遺す必要があります。

## (2) 市民が豊かさを実感できる景観づくり

## 《背景と現状》

・我が国はすでに物量的な豊かさは一定程度充足されたと言う事ができます。しかし、国民は十分に豊かさを感ぜできていないのではないのでしょうか。

## 《課題》

・豊かさ、幸福感とは日常の暮らしの中で、ふとした瞬間に感じるものではないでしょうか。坂井市に住んでよかった、来てよかった、と思えるような、身近な生活空間の質的向上を図る必要があります。

## (3) 都市力の向上につながる戦略的な景観づくり

## 《背景と現状》

・坂井市が有する多彩な個性が都市の魅力向上に十分に活かされていません。

## 《課題》

・美しい都市は人を惹きつけます。都市間競争がますます激しくなる人口減少社会に生き残るため、交流人口や定住人口の確保に向けて、坂井市の美しさを戦略的に磨き上げる必要があります。

## (4) 市民主体のまちづくりの先鋒としての景観づくり

## 《背景と現状》

・景観づくりが目に入るもの全般を対象としているのに対し、行政が直接手掛けることができるのは、道路などごく一部に限定されます。また、身近な地域資源を活かした景観づくりを進めるためにも、市民主体のまちづくりが強く求められています。

## 《課題》

・市民主体のまちづくりは一朝一夕に実現するものではありません。美しい景観づくりは、目に見えるわかりやすい取り組みであるため、市民の心を揺さぶり、第一歩を踏み出しやすい一面があります。市民主体のまちづくりの実現に向けて、市民と行政がともに積極的に身近な景観づくりに取り組む必要があります。

